

(平成22年7月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認青森地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件

青森厚生年金 事案 402

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格取得日に係る記録を昭和38年11月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年11月21日から39年2月21日まで
申立期間当時、勤務地及び仕事の内容は変わっていないが会社の組織変更により、昭和38年11月21日付けでC社からA社へ異動を命じられた。C社での厚生年金保険被保険者資格の喪失日が昭和38年11月21日、A社での資格取得日が39年2月21日となっており、申立期間の厚生年金保険が未加入となっているが、所持している給料明細表を見ると、38年12月から39年2月まで給料から厚生年金保険料が控除されているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している辞令書及び給料明細表等により、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し(昭和38年11月21日にC社からA社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料明細表の厚生年金保険料控除額から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、

事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から52年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から52年12月まで
私は、元夫に国民年金に加入するよういわれ、昭和48年4月か5月ころ長女をおんぶしてA市役所か支所で手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付書によりB銀行で納付した。それにもかかわらず、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年4月か5月ころに国民年金の加入手続を行ったと主張しているものの、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、52年11月25日以降に払い出されていることが確認できる上、オンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿から、申立人は53年1月20日に初めて国民年金の任意加入被保険者資格を取得していることが確認でき、制度上、任意加入被保険者は、その申出をした日に被保険者資格を取得することとされていることから、申立期間は国民年金の任意加入期間における未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできなかつたものと推認される。

また、A市の国民年金被保険者名簿を見ると、「昭和53年1月20日資格取得」、「53年1月納付書打出」、「53年1月31日資格取得打出」と記載されており、その記載に不自然さは見られない。

さらに、制度共通氏名索引によりオンライン記録を確認したが、申立期間において、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見られない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年

金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年7月から47年3月まで

申立期間については、昭和45年12月に夫が死亡し、その後分からないうちに市役所から納付書が送られて来たので、46年4月から1年分の国民年金保険料をA市役所の窓口で納付した。当時私は厚生年金保険にも加入していたので、重複していいのかと思ったことを覚えている。

現在、私の国民年金保険料の納付記録が無いのは市役所の窓口の担当者が全額を計上しないではないかと思われるし、保険料を納付したことは確かなので、申立期間の保険料が未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、「昭和46年4月から国民年金保険料を1年分納付した。」と主張しているものの、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、保険料の納付時期及び納付金額についての記憶も曖昧である。

また、オンライン記録により、申立人は、昭和46年6月1日から平成5年10月30日まで継続して厚生年金保険に加入していることが確認できるところ、申立期間当時、申立人の厚生年金保険の被保険者記録と国民年金の被保険者記録は別々に管理されており、昭和62年12月に当該記録が統合されたことにより、重複して納付されている46年6月の国民年金保険料が、62年12月18日に還付されていることが確認できることから、申立期間は未納であることがうかがえる上、申立期間当時、資格得喪手続を適切に行っていなかったものと推察されるなど、ほかに申立

期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

私は、昭和 55 年 7 月 1 日に A 社から B 社へ移ったが、同じ場所で同じ仕事をして勤務しており、給与額及び給与体系にも変化は無く、雇用保険も同年同月 1 日から B 社で加入し、雇用保険料が控除されていたことから、厚生年金保険料も控除されていると思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立期間当時の元同僚の証言により、申立人が申立期間において B 社に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、B 社は昭和 55 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、同年 7 月 1 日に A 社から B 社へ移った申立人を含む 8 人全員が、申立人と同様に A 社での厚生年金保険被保険者資格喪失日が同年同月 1 日、B 社での被保険者資格取得日が、同年 8 月 1 日となっていることが確認できる。

また、B 社の当時の事務担当者は、「昭和 55 年 7 月 1 日付けの厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所(当時)へ提出に行ったところ、『会社設立から 1 か月経過後でないと資格取得手続はできない。』と言われて、同月 1 日での資格取得手続はできなかった。」と供述している。

さらに、当時の社会保険事務所では、「強制適用の事業所については、新規適用に係る書類の提出があった月に事業所調査を行い、翌月 1 日からの適用とすることを基本としていた。」と回答している。

加えて、B 社は平成元年 7 月に解散している上、当時の事業主は既に他界し、他の役員は所在不明により証言を得ることはできないほか、複数の

元同僚は、「申立期間における厚生年金保険料の控除については分からない。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 4 月 2 日から同年 8 月 1 日まで
② 昭和 48 年 9 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

申立期間については、A 県 B 部 C 課に臨時事務手として雇用されていた。この期間は厚生年金保険に加入しているはずなので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 県作成の人事記録により、申立人が、申立期間①及び②において A 県 B 部 C 課に臨時事務手として勤務していたことは確認できる。

しかしながら、被保険者記録照会回答票（資格画面）により、申立人が、平成 22 年 4 月 1 日に初めて厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できるものの、申立人がそれ以前に被保険者資格を取得した形跡は見当たらない。

また、A 県 B 部 C 課は厚生年金保険の適用事業所であることは確認できるものの、職歴審査照会回答票（個人情報）を確認したが、当該事業所において、最後に厚生年金保険被保険者資格を取得している者の被保険者資格取得年月日は昭和 44 年 8 月 1 日であり、それ以降に資格を取得した者は確認できない。

さらに、現在の A 県 D 部 E 課では、「当時の資料は保存年限満了につき廃棄済みであり、事実関係は確認できない。」と回答しているほか、昭和 40 年代に当該事業所に臨時職員として勤務した一人は、「5 か月の雇用期間の者でも厚生年金保険に加入していない人もいたと聞いたことがある。」と証言している。

加えて、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録も確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認

できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 12 月 31 日から 44 年 12 月 31 日まで
申立期間について、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の記録照会したところ、未加入との回答であった。しかし、A社で健康保険に加入し、健康保険証を妻に送付したと記憶していることから、厚生年金保険にも加入していたと思うので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の具体的な業務内容に関する記憶及び元同僚の証言から、勤務期間の特定はできないものの、申立人がA社B支店に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、オンライン記録から、一緒に勤務したとして申立人が名前を挙げている元同僚3名のうち、2名は厚生年金保険の加入記録が確認できず、当該同僚2名は、厚生年金保険料の控除については分からないとしている。

また、申立人が名前を挙げた以外の同社で厚生年金保険の加入記録の確認できる元従業員によると、「日雇労働者は厚生年金保険に加入していなかったと思う。」、「日雇労働者は日雇健康保険に加入していたと思う。」と証言している。

さらに、A社B支店に照会したが、「当時の記録は無く、不明である。」との回答を得ているほか、当該事業所に係る職歴審査照会回答票（個人情報）を確認したが、申立人に該当する記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、

確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月 1 日から 34 年 3 月 1 日まで
A 社への入社時期と厚生年金保険の資格取得時期に空白があることについて、当時の先輩から説明を受け私も疑問に感じた。
申立期間当初から A 社に在籍していたし、申立期間すべてを A 社における厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において A 社に勤務していたことは、複数の元同僚の証言から推認することができる。

しかしながら、オンライン記録によると、A 社は、昭和 34 年 3 月 1 日に初めて厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時に適用事業所であったことを確認することはできない。

また、複数の元同僚は、「申立人は、申立期間当初から A 社にいたはずだ。」と証言しているものの、その元同僚たちも A 社での被保険者資格の取得年月日は、申立人と同じ昭和 34 年 3 月 1 日となっている。

さらに、A 社は昭和 38 年 7 月 1 日に合併により厚生年金保険の適用事業所では無くなっている上、当時の事業主は既に他界しており、申立期間当時の事務担当者は、「事務処理はすべて事業主が行っていた。私は保険加入については分からない。」と述べていることから、関連資料及び証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に

判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。